

日本医師会認定産業医の認定条件等に関する要望書

2009年3月5日

日本医師会長 唐澤祥人様

NPO 法人 日本禁煙学会 理事長

作田 学

162-0063、東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201

- 1 日本医師会認定産業医の喫煙率調査実施をお願い申し上げます
- 2 「禁煙推進」を基礎研修ならびに生涯研修の必修項目として下さい
- 3 産業医の認定要件に「非喫煙者であること」をお入れください

理由

平成 21 年 2 月 24 日に発表された第 3 回日本医師会員喫煙意識調査報告では、呼吸器科医師の喫煙率の著明な低下が認められ、その結果の一因として、日本呼吸器学会で専門医の認定条件に「非喫煙者であること」を義務づけたことが有効であったと分析されております。また、喫煙する医師は院内喫煙防止対策や喫煙歴の聴取に消極的であることが示唆されたことも指摘しています。

- 1 日本医師会認定産業医の喫煙率調査実施をお願いいたします
今後、日本医師会で喫煙率調査を実施される場合には、日本医師会認定産業医の喫煙率を明らかにできるような質問項目をお入れください。
- 2 「禁煙推進」を基礎研修ならびに生涯研修の必修項目として下さい
労働者への禁煙指導、職場の受動喫煙対策についての知識をもつことは、どのような業種・業態の産業医にも必要なことです。喫煙対策は全ての職場において、健康増進・疾病予防、また特定保健指導において重要項目です。
- 3 産業医の認定要件に「非喫煙者であること」をお入れください
2007 年の WHO 世界禁煙デー「Smoke-free inside」の中で、「ILO（国際労働機関）の調査は、毎年少なくとも 20 万人の労働者が職場での受動喫煙被害で死んでいると報告している」とあります。厚生労働省によると、「産業医は、（中略）作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときには、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない」となっています。

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/dl/080123-1a_0002.pdf

喫煙する医師が喫煙防止対策に消極的である傾向が認められたとのことですので、喫煙する医師は産業医の業務を遂行するのに支障があるものと考えられ、産業医として認定するのは不適切ではないかと思われます。また、これは呼吸器学会と同様に自己申告でよいと考えます。

以上 3 点を、産業衛生上の喫煙の課題である「職場における喫煙対策推進」の観点から強く要望いたします。